妊婦分娩事前宿泊支援事業　Ｑ＆Ａ

【妊婦向け】

Ｑ２－１　誰がこの事業の対象か。

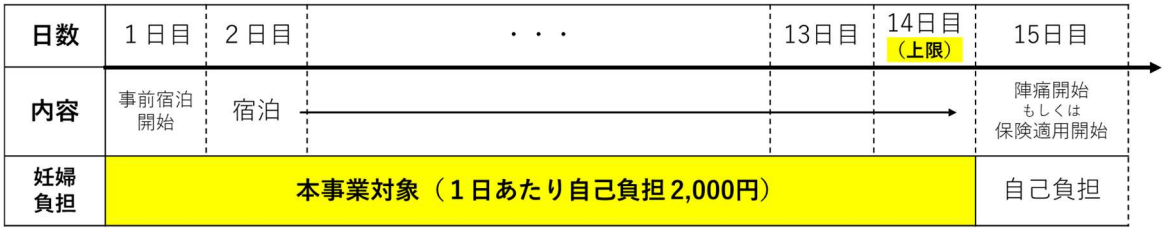
Ａ２－１　分娩の時点で奥能登２市２町（輪島市、珠洲市、能登町、穴水町）に住民票がある妊婦。または奥能登２市２町に里帰りする妊婦で、七尾市内の対象医療機関（公立能登総合病院、恵寿総合病院、の２機関以下「分娩取扱施設」といいます。）で分娩予定の妊婦が対象となります。

Ｑ２－２　里帰りの妊婦は対象か。

Ａ２－２　令和８年度から里帰り妊婦も対象となります。

Ｑ２－３　いつからいつまでが本事業による事前宿泊の対象となるのか。

Ａ２－３　担当の医師が当該妊婦に事前宿泊が必要と認めた日から、陣痛が始まった日もしくは医療保険の適用開始日の早い日の前日までとなります。



Ｑ２－４　いつから事前宿泊を開始するのか、誰がどのように判断するのか。

Ａ２－４　分娩取扱施設の担当の医師と相談のうえ、事前宿泊の開始日を決めてください。体調や家庭の事情、天候等を踏まえて、医師とご相談ください。

Ｑ２－５　事前宿泊を利用したいが、どのような手続きが必要か。

Ａ２－５　まず、分娩取扱施設の担当の医師にご相談ください。そのうえで、妊婦分娩事前宿泊支援事業利用申請書（様式１または様式１－２）の申請者記入欄に必要事項を記入し、分娩取扱施設へご提出ください。

Ｑ２－６　子どもや家族と一緒に事前宿泊できるのか。
Ａ２－６　分娩取扱施設での事前宿泊は、妊婦ご自身のみとなります。ご家族等との事前宿泊をご希望の場合は、ホテル・旅館等の利用をご検討ください（自治体により、助成の対象となる場合があります。詳細は、各市町の母子保健担当課にお問い合わせください）。

Ｑ２－７　必ず分娩取扱施設で事前宿泊できるのか。
Ａ２－７　分娩取扱施設や妊婦の状況等により、必ずしも事前宿泊できるわけではありません。事前宿泊の可否や期間については、あらかじめ分娩取扱施設とご相談ください。

Ｑ２－８　費用はどのように支払えばよいか。
Ａ２－８　自己負担分（2,000 円×日数）を分娩取扱施設にお支払いください。

Ｑ２－９　実際の分娩が予定日より遅れるなど、事前宿泊の利用日数が１４日を超えた場合、費用はどうなるのか。
Ａ２－９　１４日を超えた分については、分娩取扱施設へ実費（１日あたり上限 30,000 円）をご負担いただきます。

Ｑ２－10　令和８年４月１日～令和９年３月３１日の期間以外での事前宿泊について、この事業の対象となるか。
Ａ２－10　上記の期間以外の事前宿泊については、この事業の対象となりません。上記期間以外の日にかかる実費分（１日あたり上限 30,000 円）を分娩取扱施設へご負担いただくこととなりますので、あらかじめ分娩取扱施設とご相談ください。
（例）令和８年３月２７日～４月２日に事前宿泊し、４月３日に分娩した場合、３月２７日～３月３１日分はこの事業の対象（2,000 円×５日分＝10,000 円負担）となり、４月１日～２日分は分娩取扱施設へ実費分（30,000 円×２日分＝上限 60,000 円）をご負担いただきます。

Ｑ２－11　自宅から分娩取扱施設までの交通費や、妊婦のホテル等宿泊施設での事前宿泊費に対する助成はあるか。
Ａ２－11　各市町で、本事業と別に助成を実施している場合がありますので、お住まいの市町の母子保健担当課にお問い合わせください（自治体に

よっては、助成の対象とならない場合があります）。

Ｑ２－１２　事前宿泊中に、産科以外の診療を受けた場合でも本事業の対象となるのか。

Ａ２―１２　産科以外の外来診療（入院を伴わない。）を受けた場合であっても、本事業の対象となります。

Ｑ２―１３　事前宿泊中に、産科以外の疾患で入院した場合はどうなるのか。

Ａ２―１３　事前宿泊中に医療保険の適用により入院した場合（産科以外の疾患を含む。）は、入院に係る医療保険の適用開始日以降の期間は本事業の対象外となります。